
CM方式に対応した保険の整備状況について

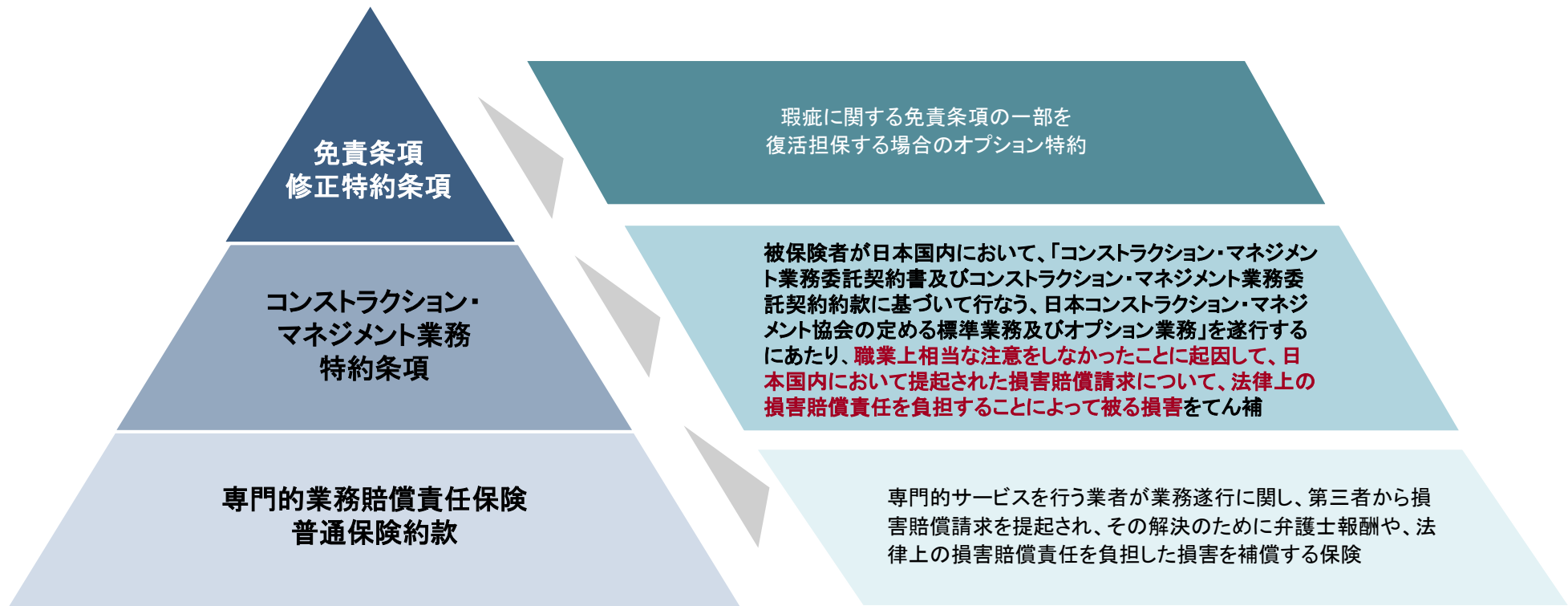
CM賠償責任保険の概要

- ◆日本コンストラクション・マネジメント協会が創設し、2008年4月1日から運用を開始
- ◆国内では、建設関係のマネジメント業務を対象にした初めての専門的業務賠償責任保険
- ◆補償の対象となる業務は、CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行なう、日本CM協会の定める標準業務及びオプション業務（具体的には、日本CM協会が定める「CM標準業務委託書」に記載された業務に合致する業務）
- ◆補償対象となる損害賠償は以下の3つ
 - ✓ プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償
 - ✓ プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償
 - ✓ 上記以外で、CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊に対する損害賠償

CM賠償責任保険の構造

■約款構成

専門的サービスを行なう業者を対象とした「専門的業務賠償責任保険普通保険約款」に、特約として、「コンストラクション・マネジメント業務特約条項」、さらにオプション特約として、「免責条項修正特約条項」を持つ3層構造



CM賠償責任保険のしくみ

■保険への加入

CM賠償責任保険の被保険者は、日本CM協会の法人会員、日本CM協会の個人会員が所属する法人、日本CM協会の個人会員で且つ個人事業主、いずれかであり、日本CM協会が保険契約者となって同会の会員が任意に被保険者となる団体保険

■加入タイプと年間業務報酬料ごとの保険料

保険金額は、1000万円と5000万円、1億円の3種類からの選択制で、1年間で更新する掛け捨て型。保険料率はCM業務に該当する年間業務報酬をもとに、下表より算出

加入タイプ	1請求につき てん補限度額・ 保険期間中	1請求に つき 自己負担額	前年度年間業務報酬額(百万円単位)／年間保険料(円)							
			10	30	50	100	200	300	500	1,000
A-1	1,000 万円	なし	100,000	128,520	177,930	301,450	524,970	672,020	966,120	1,407,270
A-2		10万円	100,000	124,670	172,590	292,410	509,220	651,860	937,130	1,365,050
A-3		100万円	100,000	100,000	128,110	217,050	377,980	483,850	695,610	1,013,230
A-4	5,000 万円	なし	250,000	250,000	338,070	572,760	997,440	1,276,840	1,835,630	2,673,810
A-5		10万円	250,000	250,000	332,730	563,720	981,690	1,256,670	1,806,640	2,631,590
A-6		100万円	250,000	250,000	288,250	488,350	850,450	1,088,670	1,565,110	2,279,770
A-7	1億円	なし	500,000	500,000	500,000	759,660	1,322,920	1,693,490	2,434,620	3,546,320
A-8		10万円	500,000	500,000	500,000	750,620	1,307,170	1,673,330	2,405,640	3,504,100
A-9		100万円	500,000	500,000	500,000	675,250	1,175,930	1,505,320	2,164,110	3,152,280

(参考)その他の賠償責任保険

■技術アドバイザー

- ✓技術アドバイザーを対象とした賠償責任保険は存在しないが、CM賠償責任保険で通常はカバー
- ✓CM同様、単独のアドバイス業務に対して、損保会社が保険を引き受けることはない。

■建築士

- ✓存在する保険は、以下の3種類

- JIA（社団法人 日本建築家協会）の建築家賠償責任保険（建築家特約条項付賠償責任保険）（引受：損保ジャパン）
 - ・日事連（社団法人 日本建築士事務所協会連合会）の建築士事務所賠償責任保険（引受：東京海上日動）
 - ・民間（旧四会）連合の設計賠償責任保険（引受：ニッセイ同和損保）

- ✓建築家賠償責任保険は、建築家の職能を側面から補完する保険で、加入資格は、JIAの会員資格を有する代表者及び職員がいる建築設計専門事務所
- ✓建築士事務所損害賠償保険（日事連）、設計賠償責任保険（民間（旧四会）連合）は、設計業務および工事監理業務を行う建築設計事務所を補完する保険
- ✓「CM賠償責任保険」と同様に、いずれの場合も協会が団体契約者となり、加盟会社が個別に保険を購入するしくみ